

# 金沢市コンベンション誘致推進事業補助金交付要綱

(平成28年7月6日決裁)

改正 平成31年3月25日決裁

令和3年3月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において開催されるコンベンションの開催に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会及び大会・会議をいう。
- (2) 学会 研究者等により構成され、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する発表又は討論のための集会その他これに準ずるものをいう。
- (3) 大会・会議 各種団体、企業等が主体となって開催する各種大会、会議、研修会、シンポジウムその他これらに準ずるものをいい、展示会、見本市、スポーツ大会、コンクール、イベント、コンサートその他これらに準ずるものを除く。
- (4) 国際コンベンション 次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たすコンベンションをいう。
  - ア 国外参加者の数が20人以上であること。
  - イ 国外に対して参加者の募集を行っているものであること。
  - ウ 複数回にわたって継続して開催されるものであるときは、開催地が複数国間で交代するものであること。
- (5) 国外参加者 当該コンベンションの参加者のうち、国外に居住する者をいう。
- (6) 県外参加者 当該コンベンションの参加者のうち、石川県の区域外に居住する者をいう。
- (7) 冬季 1月、2月又は12月をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、本市の区域内において、次に掲げる全ての要件を満たすコンベンションを開催する者（以下「コンベンション開催者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 県外参加者の数が50人以上であること。
- (2) 連続して2日間以上の会期が設定されているものであること。この場合において、コンベンション開催者が主体となって、本市の区域内において実施する視察旅行等は会期に含むものとする。
- (3) 北陸地域（石川県、富山県及び福井県の区域をいう。）を超える規模であること。  
（補助金の額及び限度額）

第4条 補助金の額及び限度額は、別表第1のとおりとする。

- 2 市長は、コンベンションが冬季に開催される場合においては、別表第2に定める額を前項の規定により算定した額（以下「算定額」という。）に加算することができる。
- 3 市長は、県外参加者の数が1,000人以上の場合においては、別表第3に定める額を算定額に加算することができる。
- 4 市長は、前項の場合において、コンベンション開催者がコンベンションの会場等が分散するためシャトルバス等（コンベンションの会場、宿泊施設、公共交通機関ターミナル等を往復するバス等をいう。別表第4において同じ。）を借り上げるときは、同表に定める額を算定額に加算することができる。
- 5 市長は、コンベンション開催者が新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずる場合においては、別表第5に定める額を算定額に加算することができる。

（補助金の交付の制限）

第5条 市長は、コンベンションが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とするものであると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするものであると認められるとき。
- (3) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 国又は地方公共団体が主催し、若しくは共催し、又は運営に関与するものであるとき。
- (5) 国又は地方公共団体から別途に補助金（石川県コンベンション誘致推進事業補助金

交付要綱（平成28年7月6日石川県知事決裁）、金沢MICE促進事業費補助金交付要綱（平成25年3月31日決裁）及び金沢市同時通訳会議等開催費補助金交付要綱（平成20年4月1日決裁）の規定に基づき交付される補助金を除く。）の交付を受けるものであるとき。

(6) 関係する団体等が持ち回りで開催するものであって、開催地の順序があらかじめ定められているものであるとき。

(7) 複数回にわたって継続して開催されるものであって、連続して本市の区域内で開催されるものであるとき。

(8) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(9) その他コンベンションの目的等が不適當であると市長が認めるとき。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分からの補助金について適用する。

2 この要綱の施行の日前に開催した学会等に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月31日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分からの補助金について適用する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分からの補助金について適用する。

別表第1（第4条関係）

区分	県外参加者の数	補助金の額	限度額
国内コンベンション（国際	50人から99人まで	20,000円	石川県コンベンション誘致推進事業補助金交付要
	100人から199人まで	40,000円	

コンベンション以外のコンベンションをいう。以下同じ。)	200人から299人まで	80,000円	綱第5条第1項の規定に基づき交付される補助金の額の2分の1に相当する額
	300人から399人まで	120,000円	
	400人から499人まで	160,000円	
	500人から599人まで	200,000円	
	600人から699人まで	240,000円	
	700人から799人まで	280,000円	
	800人から899人まで	320,000円	
	900人から999人まで	360,000円	
	1,000人から1,099人まで	400,000円	
	1,100人から1,199人まで	440,000円	
	1,200人から1,299人まで	480,000円	
	1,300人から1,399人まで	520,000円	
	1,400人から1,499人まで	560,000円	
	1,500人から1,599人まで	600,000円	
	1,600人から1,699人まで	640,000円	
	1,700人から1,799人まで	680,000円	
	1,800人から1,899人まで	720,000円	
	1,900人から1,999人まで	760,000円	
	2,000人から2,099人まで	800,000円	
	2,100人から2,199人まで	840,000円	
	2,200人から2,299人まで	880,000円	
	2,300人から2,399人まで	920,000円	
	2,400人から2,499人まで	960,000円	
	2,500人から2,599人まで	1,000,000円	
2,600人から2,699人まで	1,040,000円		
2,700人から2,799人まで	1,080,000円		
2,800人から2,899人まで	1,120,000円		
2,900人から2,999人まで	1,160,000円		

	3,000人から3,099人まで	1,200,000円	
	3,100人から3,199人まで	1,240,000円	
	3,200人から3,299人まで	1,280,000円	
	3,300人から3,399人まで	1,320,000円	
	3,400人から3,499人まで	1,360,000円	
	3,500人から3,599人まで	1,400,000円	
	3,600人から3,699人まで	1,440,000円	
	3,700人から3,799人まで	1,480,000円	
	3,800人から3,899人まで	1,520,000円	
	3,900人から3,999人まで	1,560,000円	
	4,000人から4,099人まで	1,600,000円	
	4,100人から4,199人まで	1,640,000円	
	4,200人から4,299人まで	1,680,000円	
	4,300人から4,399人まで	1,720,000円	
	4,400人から4,499人まで	1,760,000円	
	4,500人から4,599人まで	1,800,000円	
	4,600人から4,699人まで	1,840,000円	
	4,700人から4,799人まで	1,880,000円	
	4,800人から4,899人まで	1,920,000円	
	4,900人から4,999人まで	1,960,000円	
	5,000人以上	2,000,000円	
国際コンベンション	50人から99人まで	400,000円	石川県コンベンション誘致推進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき交付される補助金の額の2分の1に相当する額
	100人から199人まで	500,000円	
	200人から299人まで	700,000円	
	300人から399人まで	900,000円	
	400人から499人まで	1,100,000円	
	500人から599人まで	1,300,000円	
	600人から699人まで	1,500,000円	

	700人から799人まで	1,700,000円
	800人から899人まで	1,900,000円
	900人から999人まで	2,100,000円
	1,000人から1,099人まで	2,300,000円
	1,100人から1,199人まで	2,500,000円
	1,200人から1,299人まで	2,700,000円
	1,300人から1,399人まで	2,900,000円
	1,400人から1,499人まで	3,100,000円
	1,500人から1,599人まで	3,300,000円
	1,600人以上	3,500,000円

別表第2（第4条関係）

区分	県外参加者の数	算定額に加算することができる額
国内コンベンション	50人から99人まで	20,000円
	100人から199人まで	40,000円
	200人から299人まで	80,000円
	300人から399人まで	120,000円
	400人から499人まで	160,000円
	500人から599人まで	200,000円
	600人から699人まで	240,000円
	700人から799人まで	280,000円
	800人から899人まで	320,000円
	900人から999人まで	360,000円
	1,000人から1,099人まで	400,000円
	1,100人から1,199人まで	440,000円
	1,200人から1,299人まで	480,000円
	1,300人から1,399人まで	520,000円
	1,400人から1,499人まで	560,000円
1,500人から1,599人まで	600,000円	

1,600人から1,699人まで	640,000円
1,700人から1,799人まで	680,000円
1,800人から1,899人まで	720,000円
1,900人から1,999人まで	760,000円
2,000人から2,099人まで	800,000円
2,100人から2,199人まで	840,000円
2,200人から2,299人まで	880,000円
2,300人から2,399人まで	920,000円
2,400人から2,499人まで	960,000円
2,500人から2,599人まで	1,000,000円
2,600人から2,699人まで	1,040,000円
2,700人から2,799人まで	1,080,000円
2,800人から2,899人まで	1,120,000円
2,900人から2,999人まで	1,160,000円
3,000人から3,099人まで	1,200,000円
3,100人から3,199人まで	1,240,000円
3,200人から3,299人まで	1,280,000円
3,300人から3,399人まで	1,320,000円
3,400人から3,499人まで	1,360,000円
3,500人から3,599人まで	1,400,000円
3,600人から3,699人まで	1,440,000円
3,700人から3,799人まで	1,480,000円
3,800人から3,899人まで	1,520,000円
3,900人から3,999人まで	1,560,000円
4,000人から4,099人まで	1,600,000円
4,100人から4,199人まで	1,640,000円
4,200人から4,299人まで	1,680,000円
4,300人から4,399人まで	1,720,000円

	4,400人から4,499人まで	1,760,000円
	4,500人から4,599人まで	1,800,000円
	4,600人から4,699人まで	1,840,000円
	4,700人から4,799人まで	1,880,000円
	4,800人から4,899人まで	1,920,000円
	4,900人から4,999人まで	1,960,000円
	5,000人以上	2,000,000円
国際コンベンション	50人から99人まで	50,000円
	100人から199人まで	100,000円
	200人から299人まで	200,000円
	300人から399人まで	300,000円
	400人から499人まで	400,000円
	500人から599人まで	500,000円
	600人から699人まで	600,000円
	700人から799人まで	700,000円
	800人から899人まで	800,000円
	900人から999人まで	900,000円
	1,000人から1,099人まで	1,000,000円
	1,100人から1,199人まで	1,100,000円
	1,200人から1,299人まで	1,200,000円
	1,300人から1,399人まで	1,300,000円
	1,400人から1,499人まで	1,400,000円
	1,500人から1,599人まで	1,500,000円
	1,600人以上	1,600,000円

別表第3（第4条関係）

区分	県外参加者の数	算定額に加算することができる額
国内コンベンション	1,000人から1,999人まで	300,000円
	2,000人から2,999人まで	600,000円



	3,000人から3,999人まで	900,000円
	4,000人から4,999人まで	1,200,000円
	5,000人以上	1,500,000円
国際コンベンション	1,000人以上	400,000円

別表第4（第4条関係）

算定額に加算することができる額	シャトルバス等加算限度額
シャトルバス等の借りに要する費用の6分の1に相当する額（この額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	次の各号に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 500,000円 (2) 石川県コンベンション誘致推進事業補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき交付される補助金に加算される額の2分の1に相当する額 (3) 算定額

別表第5（第4条関係）

算定額に加算することができる額	感染症予防対策等加算限度額
新型コロナウイルス感染症予防対策に要する費用のうち次に掲げる費用として市長が適当と認める費用の3分の1に相当する額（この額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 感染症防止資材に係る経費 (2) オンライン設備導入に係る経費	次の各号に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 300,000円 (2) 算定額